河 川 名：八尾川
観測所名：中条水位観測所

台風の接近・上陸に伴う洪水（前線による洪水）を対象とした、県河川管理区間沿川町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（案）

H29.12.20 作成

気象・水象情報

-72h
◇台風情報（台風予報）
◇台風に関する島根県気象情報（随時）
○台風説明会（於：松江地方気象台）
◇強風波浪高潮注意報発表
-48h
◇暴風波浪警報、大雨洪水高潮注意報発表
-24h

レベル1

水防団待機水位到達
中条水位観測所（水位1.20m）

中条水位観測所（水位1.60m）

◇大雨警報・洪水警報発表
○ホットライン（松江地方気象台）

レベル2注意

氾濫注意水位到達
中条水位観測所（水位2.00m）

◇土砂災害警戒情報（江津市）発表
○ホットライン（松江地方気象台）
◇記録的短時間大雨情報（隠岐の島町）発表

レベル3警戒

避難判断水位到達
中条水位観測所（水位2.20m）

氾濫危険水位到達
中条水位観測所（水位2.40m）

◇大雨特別警報発表
○ホットライン（松江地方気象台）
○気象台記者会見
※台風最接近

レベル4危険

堤防天端水位達成・越流

レベル5

※「ホットライン（松江地方気象台）」は、上記の場合に行うほか、必要と認められれば随時行う。

※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって、異なります。

隠岐支庁県土整備局

○施設（水門・排水機場等）の点検・操作確認
○災害対策用資機材・復旧資機材等の確保
○支部体制の確認
○河川敷での工事の安全確認
○維持業者、河川巡視員への情報提供

【注意体制】

水防警報（待機）

水防警報（準備）

【警戒体制】

水位到達情報（氾濫注意情報）

水防警報（出動）

○出水時点検（巡視）

○ホットライン（隠岐県土整備局）

水位到達情報（氾濫警戒情報）

○ホットライン（事務所長）
○漏水・侵食情報提供

【非常体制】

水位到達情報（氾濫危険情報）

水防警報（指示）

○ホットライン（事務所長）

○市の要請に応じて
災害対策機械の派遣

○ホットライン（事務所長）

○被害状況の把握
○被害状況・調査結果等の公表

氾濫発生

隠岐の島町

○水防団等への注意喚起

○休校の判断、体制の確認等

事前体制
○水防団指示（待機）

○防災気象情報を監視、河川水位、降雨量等を確認
○水防団指示（準備）
○樋門・樋管等の操作担当者へ注意喚起

○ホットライン（町の防災担当者）

第1災害体制
○管理職等を配置

○必要に応じ、助言の要請
（危機管理室）

○ホットライン（町の防災担当者）
○巡視・水防活動状況を把握し必要な措置を求める

第2災害体制
○首長もしくは代理者の登庁
○水位等の監視体制強化
○必要に応じ、助言の要請
（町長）
○過去の洪水と比較等、洪水の切迫性の確認

第3災害体制
○全職員が予め定めた体制入り

○ホットライン（町長）

（町長）
○必要に応じ、助言の要請
○必要に応じ水防団の退避の指示

（町長）
○必要に応じ自衛隊への派遣要請
○堤防決壊時の住民周知
○堤防決壊を覚知した場合には、隠岐県土、所管警察等の関係機関に通知

○避難所開設の検討
水防団出動
○避難所開設の準備の判断
○要配慮者利用施設に水到達情報（氾濫注意情報）を伝達
○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合は、早めに避難準備・高齢者等避難開始の発令判断
○重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し発令対象地域を検討

○避難所開設の判断
避難準備・高齢者等避難開始
○要配慮者利用施設に水到達情報（氾濫警戒情報）を伝達
○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合は、早めに避難勧告の発令判断
○重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し発令対象地域を検討

避難勧告
○要配慮者利用施設に水到達情報（氾濫危険情報）を伝達

避難指示（緊急）

住民等

○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認
○ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
○防災グッズの準備
○自宅保全
○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認

-48h
-24h
-10h 程度
-3h 程度

○防災無線、携帯メール等による避難準備・高齢者等避難開始の受信
要配慮者避難開始
○避難の準備（要配慮者以外）

○防災無線、携帯メール等による避難勧告・避難指示（緊急）の受信
避難開始

避難完了
最終的な危険回避行動
○未避難者の緊急避難
○屋内安全確保（垂直避難）

避難解除

0.5h 程度

1h 程度